

第1回 白川・東白川地域公共交通活性化協議会会議録

1. 開催日時

平成28年6月24日（金）午前9時30分から午前11時50分まで

2. 開催場所

白川町町民会館 1階大研修室

3. 委員数等

(1) 委員の現在数

32人

(2) 出席委員数等

| 所属等 | 氏名 |
|---------------------------|-------|
| 白川町長 | 横家敏昭 |
| 東白川村長 | 今井俊郎 |
| 白川町議会総務民生常任委員長 | 服部圭子 |
| 東白川村議会議長 | 服田順次 |
| 公益社団法人岐阜県バス協会専務理事 | 山田芳喜 |
| 濃飛乗合自動車(株)取締役運輸事業本部長 | 坂上博幸 |
| 白川タクシー(株)社長 | 土井寿敏 |
| 濃飛乗合自動車労働組合執行委員長 | 長瀬秀樹 |
| 住民代表 | 加藤大二 |
| | 古田文英 |
| | 鈴村雄二 |
| | 渡邊恒雄 |
| | 松浦秀子 |
| | 安江知加子 |
| | 安江康助 |
| | 桂川祗紀 |
| 安江作郎 | |
| 国土交通省中部運輸局岐阜運輸支局主席運輸企画専門官 | 二輪昭宏 |
| 国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所管理第一課長 | 野田純大 |
| 岐阜県加茂警察署交通課長代理（白川駐在所長） | 水野恒雄 |

| | |
|----------------------------|---------|
| 岐阜県都市公園整備局公共交通課長代理（地域交通係長） | 柴 田 裕 子 |
| 名古屋大学大学院環境学研究科准教授 | 加 藤 博 和 |
| 白川町副町長 | 佐 藤 滋 |
| 東白川村総括参事 | 樋 口 章 久 |
| 白川町役場企画課長 | 佐 伯 正 貴 |
| 東白川村役場総務課長 | 安 江 良 浩 |
| 東白川村役場建設環境課長 | 今 井 義 尚 |
| 計 | 27名 |

(3) 欠席委員 5人

| 所 属 等 | 氏 名 |
|------------------|-----------|
| 住民代表 | 藤 井 志 穂 |
| | 渡 邊 ひ ろ み |
| | 今 井 英 史 |
| 岐阜県可茂土木事務所施設管理課長 | 桂 川 隆 弘 |
| 白川町役場建設環境課長 | 今 井 俊 |

(4) 傍聴者 15人

4. 会議次第

(1) 開 会

(2) 会長あいさつ

副会長あいさつ

(3) 委員紹介

(4) 報告事項

①白川・東白川地域公共交通活性化協議会設置規約等について

②合同法定協議会設置までの経過説明について

③濃飛バス減便に伴う代替バス等の対応状況について

(5) 協議事項

①平成28年度事業計画（案）及び予算（案）について

②地域公共交通計画策定支援業務の委託について

・公共交通利用実態および意識に関するアンケート調査（案）

(6) その他

①白川町の移動制約者の状況について

②東白川村の福祉有償運送の状況について

③住民代表委員・民生委員がイメージする「これからの公共交通」

(7) 閉会

5. 議事内容

(佐伯正貴委員)

委員の皆様お揃いですので、ただいまから白川・東白川地域公共交通活性化協議会を開催させていただきます。よろしくお願いいたします。各委員様におかれましては、早朝の会議開催ということもございますし、また遠方からのご出席をいただいた委員様もありまして大変ご苦勞様でございます。よろしくお願いいたします。

地域公共交通会議ですけれども、以前、町村それぞれで設置をしておりましたけれども今後の交通政策におきましては、バス路線、その他の利用形態を考えますと両町村合同で交通施策を進めた方がより合理的で提供可能となるサービスの幅も広がるということで、本協議会の設置をさせていただくこととなりました。本日、第1回の協議会の開催となっております。どうぞよろしくお願いいたします。

本協議会の規約につきましては、それぞれの地域公共交通会議におきまして承認をいただいておりますけれども、協議会に会長及び副会長を置くこととしておきまして、首長のどちらかで会長を、他方の首長が副会長、また会長が指名する学識経験者の方を副会長とするとしております。協議会の設立時点におきまして両首長の協議の結果、会長には横家町長が、副会長には今井村長と学識経験者でございます加藤准教授にご就任いただいておりますので会議に先立ちまして、ごあいさつをいただきたいと思っております。はじめに会長であります横家町長からお願いいたします。

(横家敏昭会長)

あらためまして、おはようございます。委員の皆様方には私ども白川、東白川の公共交通という形の中でいろんな意味でご援助をいただく、あるいはご協議をいただく大変なお役をお願いしているわけでございます。私どもの両町村を合わせますと、かつては2万人を超える人口があったわけでございますが、今は1万人を切るというような状況の中での公共交通ということでございまして、大きく変化をしているわけでございます。私の大好きな言葉の中に、ダーウィンが生き残るものは決して力の強いものとか頭の良いものが生き残るのではなく、変化に対応できたものが生き延びるという言葉を残しているわけですが、今まで私どもの公共交通につきましては、内容は多少違うにしましても、2万人いた時代のそのままの形態で運行していたわけでございます。自動車社会という中で大きく変化をしてくれているわけですが、それに向けた対応というのが特に近年、迫られてきていると考えております。いわゆる交通弱者と呼ばれる方たちが主体になってきておきまして、反対に交通強者と言うんですか、いわゆる弱者を助ける側の者が本当に少なくなっているということが一番の問題だと理解をしているわけでございますけれども、その問題をどう解決するかということは本当に難しいことでございますけれども、それでも早急に解決をしなければいけない問題でございまして、皆様方のご協力をぜひお願い申し上げまして、あいさつに代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(佐伯正貴委員)

では、次に副会長をお願いしております今井村長お願いいたします。

(今井俊郎副会長)

おはようございます。東白川村長の今井でございます。白川町も東白川村も抱える課題というものは一緒だと思います。いわゆる少子高齢化の中で地域の皆様方の交通の便をどう考えるのかというのは喫緊の課題ということで、特に今お話しがあったように長年頑張っていた濃飛バスさんも厳しい状況にあるということが近年浮き彫りになってきました。そういった中で子ども達の通学の便、あるいはお年寄りの通院、買い物の便、それぞれ地域事情を抱えながら、私どもの村の総合計画の中で新しい交通体系をつくるということを課題としてあげておりましたが、今回こういった運びとなりまして、白川町さんには大変お世話になったんですけど、新しい取り組みをしていく今日は最初の第一歩を踏み出すことができました。加藤先生にもいろいろお知恵をお借りしながら地域の皆様の幸せのために、そのことがこの両町村を維持していく非常に重要なファクターであると考えております。皆様方のお知恵をお借りしながら、良い方策を見い出していく会議ができればと考えております。どうか皆様方のご協力を心からお願いしまして、あいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(佐伯正貴委員)

同じく副会長をお願いしております加藤先生からお願いいたします。

(加藤博和副会長)

名古屋大学大学院環境学研究科の加藤といいます。私は昨日の午後は設楽町というところにおりまして、今日と同じような会議に出席しておりました。設楽町の会議は、設楽町、東栄町、豊根村という北設楽郡の3町村の会議となっています。これは2008年から始まった会議ですが、3町村で高校が1校、病院が1つということで、行くことも非常に難しく、バスはそれぞれの町村内で折り返して行って、乗継も一応は繋がっているんですけど待ってはくれないので、どちらかが遅れるとそのまま取り残されて、高校生が10km歩いて帰ということが何回もありました。そこから何年か取り組んで、お互いのバスが相互乗り入れする、あるいはそれぞれの町村内の小さな地区で住民の皆さんがタクシーのようなサービスをするようになり、少なくとも地域全体で通学や通院ができるようになり、結果として田口高校も東栄病院も守ることができたということです。こういう仕事をずっとやってきました。その会議が昨日あったところです。そちらはもう8年やっているわけですが、こちらは今日がスタートということで、昨日の午後もその司会をやりながら、今日のことを考えていました。これからまた新しい仕事が始まるなどと思って、不安なんですけどやり遂げないといけないと思っています。非常に危機的な状況なんですけど、自分のいろいろなところでやってきた経験や、国も新しい法律であるとか補助制度をつくっていただいて、その中で白川、東白川が使えるような仕組みもいろいろできています。今まで全く使ってこられなかったのが、これを機会にそういったことも上手く使いながら、あるいは国に対して地域の現状では、もっとこうしてもらわないといけないということを伝える機会もありますので、そういったこともしながら最終的には、この地域の公共交通、お出掛けの足をきちんと確保して、いつまでも住んでいただける、あるいは都会に疲れた方がここで暮らしていける、そういう地域にしていくことを目標にして、そのお手伝いが少しでもできるようにと考えています。いろんなところの仕事をしていますが、きちんと取り組んで良くしていきたいと考えていますので、皆さんともいろいろ話しをしてやっていき

たいと思っています。ぜひ良いものをつくるために頑張っていきましょう。よろしくお願いいたします。

(佐伯正貴委員)

ここで、本日は第1回目の会議ということでございますので、それぞれの委員さんの自己紹介をお願いしたいと思います。役職等とお名前の簡単な自己紹介で結構ですので、よろしくお願いいたします。服部委員さんから順次お願いいたします。

(服部圭子委員)

白川町議会から代表で来ております服部圭子といたします。よろしくお願いいたします。

(服田順次委員)

東白川の議長をしております服田でございます。よろしくお願いいたします。

(山田芳喜委員)

岐阜県バス協会の山田と申します。よろしくお願いいたします。

(坂上博幸委員)

濃飛バスの坂上と申します。よろしくお願いいたします。4月1日からバス時刻と運行日数について、大きく見直しをさせていただきました。後ほど、こちらの利用状況について、ご報告をさせていただきたいと思いますけれども、ご利用いただくお客様にはご迷惑やご不便をおかけしているわけでございますけれども、変更にあたって白川町様、東白川村様の方でいろいろとご対応いただいたこともありまして、今のところ大きなトラブルもなくここまできているわけでございます。これからこの地域の公共交通をどのようにしていくかということについて、私どもも一生懸命考えてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(土井寿敏委員)

白川タクシー株式会社代表の土井と申します。よろしくお願いいたします。

(長瀬秀樹委員)

濃飛バス労働組合の長瀬と申します。よろしくお願いいたします。

(加藤大二委員)

白川町の自治協議会会長会の会長をしております加藤大二と申します。どうかよろしくお願いいたします。

(古田文英委員)

白川町商工会長の古田と申します。よろしくお願いいたします。

(鈴木雄二委員)

白川町観光協会では今年の4月から会長となりました鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

(渡邊恒雄委員)

白川町老人クラブ連合会の会長を務めさせていただいております渡邊恒雄と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(松浦秀子委員)

白川町老人クラブ連合会の女性部長をさせていただいております松浦秀子です。よろしくお願いいたします。

(安江知加子委員)

白川町社会福祉協議会でケアマネをしております安江知加子といたします。よろしくお願いいたします。

(安江康助委員)

東白川には区が3つありまして、その3つの中の神土区長をしております安江康助ですが、よろしくお願いいたします。

(桂川祇紀委員)

東白川老人クラブ連合会の会長を務めております桂川祇紀と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(安江作郎委員)

東白川の身体障害者分会長であります安江作郎です。よろしくお願いいたします。

(今井義尚委員)

東白川村建設課長の今井と申します。よろしくお願いいたします。

(柴田裕子地域交通係長)

岐阜県庁公共交通課の柴田と申します。岐阜県におきましても単独で補助制度を持っておりますので、いろいろご相談いただければと思います。よろしくお願いいたします。

(水野恒雄白川駐在所長)

地元加茂警察署白川駐在所長の水野恒雄と申します。委員となっております交通課長ですが、所要のため私が代理で出席させていただきました。よろしくお願いいたします。

(野田純大委員)

国土交通省岐阜国道事務所管理一課長の野田と申します。よろしくお願いいたします。

(二輪昭宏委員)

国土交通省中部運輸局岐阜運輸支局の二輪と申します。よろしくお願いいたします。

(樋口章久委員)

東白川村役場で総括参事をしております樋口と申します。よろしくお願いいたします。

(佐藤滋座長)

白川町の副町長の佐藤と申します。この会議の座長ということでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(安江良浩委員)

東白川村役場総務課長の安江良浩と申します。よろしくお願いいたします。

(佐伯正貴委員)

申し遅れましたが、白川町企画課長の佐伯と申します。よろしくお願いいたします。

これで一通りの委員さんの自己紹介を終わらせていただきます。これ以外のメンバーとしまして、本協議会にオブザーバーとして本日3人来ていただいておりますので、ご出席いただいております3人の方に一言ずつ自己紹介をお願いいたします。

(OKB総研高木)

OKB総研の高木でございます。本日はよろしくお願いいたします。

(OKB総研渡邊)

同じくOKB総研の渡邊と申します。よろしくお願いいたします。

(名古屋大学大学院永田)

名古屋大学大学院環境学研究科で加藤先生の下で勉強させていただいております永田と申します。よろしくお願いします。

(佐伯正貴委員)

事務局の関係でございますけども、本協議会の事務局は白川町役場の企画課の方で務めるということになっております。本日は2人出ておりますのでよろしくお願いいたします。

では、ここから議事に入るわけでございますけども、議事に入る前に加藤先生から本日の公共交通会議の関係のことについてご説明をいただきますので、よろしくお願いいたします。

(加藤博和副会長)

まず、皆さんのお手元に「活発で良い議論ができる会議のために。」というパンフレットがありますが、これについて支局さんから説明をお願いします。

(二輪昭宏委員)

お手元のパンフレットは、中部運局で昨年度、各公共交通会議の関係者からいろいろな意見をお聞きしたうえで、公共交通会議で活発でより現実的な地域に根ざした公共交通ができるための議論をするにはどのようにしたらよいか、ということを取りまとめたものになります。要点は、公共交通会議は公の会議ということで、皆様が委縮せずに考えや思っていることを積極的に議論していただいて、より地域に根ざした協議を進めていただきたいという内容になっております。お時間がある時に一度、中身をよく見ていただければ幸いです。よろしくお願いします。

(加藤博和副会長)

特にパンフレットの3、4ページを開いていただき、ご自分がどこにあたるかを見ていただいて、今日はこれを掴んでいただきたいと思っております。この会議はシャンシャンでは意味がなくて、まず皆さんに今の状況とかをいろいろ調べて予習をしていただいて、その上でここできちんとやっていただくということが非常に大事な会議なので、今回は初めての会議なので、次回からはそういうことをしていただくということと、今回もいろいろ思っていることについて、きちんとやっていただくということが非常に大事だということです。それから、今日あったことをお近くの方とか、それぞれ所属しているところの皆さんにお伝えいただくということが非常に大事なので、その繋ぎ役も求められています。3、4ページを見ていただいて、ご自分に何が求められているかということをぜひ考えていただきたいと思っております。この資料自体は、私自身も中部運輸局の会議に参加して、分かりやすく作成させていただいたものなので、よろしくお願いします。

(佐伯正貴委員)

ありがとうございました。では議事に入らせていただきますけども、今のパンフレットの3、4ページの真ん中に座長というものがございますが、当協議会の規約の中でも会長が指名した者が座長として議長を務めると記載がされております。本日の会議でございますが、協議事項につきましては白川町の佐藤副町長に進行をお願いします。

(佐藤滋座長)

それでは、座長として話しやすい雰囲気づくりということで、大変重要な役割を務めさ

させていただきますが、ぜひとも皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。最初の報告事項のあたりは、説明をさせていただいて質疑をいただくこととし、ご意見をいただく場所は協議事項のところで時間を取りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。では、座って進めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最初にこの会議の成立の確認ということで、事務局からお願いします。

(佐伯正貴委員)

本日の会議の成立の件でございますけども、協議会の委員さん32人のうち、出席委員さんは27人でございます。委員の半数以上の出席でございますので、協議会規約第7条において会議は成立したということでご報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

(佐藤滋座長)

ありがとうございます。また、この会議の内容は記録にとどめるということになっております。記録は白川町の事務局で行いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、4. 報告事項に入ります。(1) 白川・東白川地域公共交通活性化協議会設置規約等について、(2) 合同法定協議会設置までの経過説明についてを事務局から説明をいただきます。

(事務局藤井)

事務局の白川町企画課藤井と申します。私からは(1) 白川・東白川地域公共交通活性化協議会設置規約等についてを説明します。4月から6月にかけて、白川町地域公共交通会議と東白川村地域公共交通会議をそれぞれ書面により開催しました。協議事項は同一で、合同会議を設置することについての賛否、及び合同会議の設置規約及び関連規程についての賛否です。この2つの案件について書面表決により、両町村とも委員全員の賛成をいただきましたので、事前資料1にありますように設置規約及び各種規程を定めることとし、施行日を6月10日とさせていただきましたので報告いたします。事前配付した資料1の最後のページに協議会の組織図を掲載しております。本日の協議会のほかに、幹事会、分科会、地域部会を設置することとし、それぞれここに示すような役割と構成を予定しております。

(事務局高木)

それでは続きまして資料2の経過説明を説明させていただきます。私、白川町役場企画課の高木と申します。よろしくお願いいたします。資料2の経過説明ですが、順番に説明させていただきます。1月20日に白川町の第1回目の公共交通会議を開催させていただきました。加藤先生にも講演会を開催していただきまして、今日も参加いただいております自治協議会長さんにも参加いただいております。1月25日には、東白川村の地域公共交通会議が開催され、4月から運休となる土日の濃飛バスさんの代替運行の有償運送についてご協議いただいております。2月上旬ですが、白川町で通学形態、4月からの減便に対する通学用代替運行希望調査を実施しております。こちらの通学形態調べの内容につきましては、事前資料7でお配りさせていただいております。3月11日に白川町の代替運行の利用を希望する高校生の保護者の方の懇談会を開催しております。3月21日には、白川町で地域部会の設置に向け、関係者の共通理解を深めるため加藤先生にもご出席をいただき、地域

部会の準備会を開催しております。新年度に入りまして、4月1日から白川町、東白川村それぞれで濃飛バスの減便に対する代替運行を開始しております。4月から6月にかけて、両町村の公共交通会議の書面での開催をしております。5月6日に白川町の佐見地区で公共交通の懇談会を開催しまして、地域部会設置に向けた地域でのはじめの話し合いを行っております。最後、5月から6月にかけて白川町で交通移動制約者の調査を行いまして、町内全65自治会に対して、どれだけ車に乗れず困っている人がいるのかという内容の調査を実施いたしました。経過説明については以上であります。

(佐藤滋座長)

報告事項の(1)、(2)について説明が終わりましたが、皆さんからご質問があれば伺いたいと思います。

(加藤博和副会長)

質問ではないですが、皆さんに前提としてお分かりいただきたいことは、白川町の地域公共交通会議と東白川村の地域公共交通会議というものがあまして、これが合同してこの協議会ができたということですけど、単に合併したということではありません。この会議は資料1の規約第1条に書いてあるとおりでして、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律と、道路運送法という2つの法律に基づいた会議になるわけです。以前ですと、白川町の会議と東白川村の会議は道路運送法だけの会議でしたが、今回この地域公共交通活性化再生法としての会議としても位置付けることによって、地域公共交通網形成計画というものをつくることができるようになりました。この地域公共交通網形成計画というものをつくることによって、白川町と東白川村の公共交通をどうしていくかということをはっきりと、この計画は法律に定める計画ですけど、それによっていろんなことができるようになるということです。それから、道路運送法の規定ではバスやタクシーとかをどういうふうに経営することができるかという法律なんですけど、それだけですと東京でも白川、東白川でも同じ法律なんですね。そうすると東京と白川、東白川が同じというのは、あまり合理的ではないですね。なので、地域公共交通会議というのは、そこで議論した結果について全てではないですが、いくつかのことについては、東京と違うことができるようになるというものです。ということで、この2つが一緒になってできる会議というのは、白川と東白川で公共交通についてどういうことが必要かということを経験して計画をつくって、実際に何をするかということを経験者の皆さんと話しをして、やることによって普通の法律の規定ではできないこともできるようになるということです。それを今回整備をしましてというふうにご理解をいただきたいと思います。不明な点があれば、聞いていただければと思います。

(佐藤滋座長)

ありがとうございます。2つの法律に基づいて設置された協議会ということですのでよろしくお願ひします。何かその他ご質問はありますでしょうか。

(服部圭子委員)

東白川村の方では、以前は地域公共交通活性化再生法に基づいた会議というのは存在していたのでしょうかという質問と、現在は東白川ではどのようなこういった会議が存在していて、今回の会議との関係性というのをお聞きしたいです。

(安江良浩委員)

東白川は地域公共交通活性化再生法に基づいた会議ではございません。どのような会議かという、東白川の中での福祉輸送について協議をさせていただいております。

(佐藤滋座長)

その他ありますでしょうか。なければ、後でご意見等をいただく時間をつくりますので、次に進めさせていただきます。(3)濃飛バス減便に伴う代替バス等の対策状況についての説明をお願いします。

(事務局高木)

濃飛バス減便に伴う代替バス等の対策状況について説明させていただきます。資料は事前資料3をお願いいたします。資料の上の方に表が載っておりますが、こちらの説明をいたします。まず、平日の減便の対応としまして白川町では、蘇原地区と佐見地区が減便となっております、蘇原線では高校生の対応として朝と夕方の代替運行を、また高齢者の方の対応として、白川タクシーさんに委託するという形で行っております。東白川村につきましては減便はありません。次に土日等の運休の対応としまして、白川町では今のところ未対応となっております。東白川村では、市町村運営の有償運送、交通空白輸送ということで対応しております。最後に最優先課題としておりますが、白川町では現在未対応となっております土日等の運休に対する対応。東白川村では、運休となった土日等の対応を行っておりますので、特になしとなっております。次にそれぞれの対応の内容について説明をさせていただきます。まず白川町の蘇原地区の高校生通学支援車両の運行であります。こちらは平日の朝と夕方の代替運行であります。2. 運行概要の運行ルートですが、通学のためJR白川口駅を利用するわけですが、こちらの運行では白川口駅まで行くものではなく、切井から三川の白楽園までを運行しております。白楽園の前からは、濃飛バス黒川線に乗り換えていただくこととしております。運行回数は朝の行きと夕方の帰りそれぞれ1回ずつ、運賃はこの支援車両は白ナンバーの自家用自動車でありますので、無償での運行となっておりますが、乗り換えて利用する濃飛バス黒川線では、運賃をいただくということになっております。使用車両は町のリース車両10人乗りのワゴン車1台で行っております。その他としまして、運転手は町の臨時職員となっておりますが、運行車両の管理、運転手の割り振り等は社会福祉協議会さんに委託をしております。3. 利用状況は4月から5月のものですが、朝と夕方それぞれ37回運行しまして合計で74回の運行となっております。利用者は延べ人数で244人、1回あたりの乗車人数は3.3人となっておりますが、朝の運行では最大8人利用され、少ない時は1人という状況です。夕方の運行では最大で4人利用され、少ない時は利用者なしという状況もあります。資料をめくっていただきまして、裏になります。白川町の蘇原地区の高齢者の移動手段の確保についてですが、こちらは平日朝夕の濃飛バスの減便によって、その時間帯にバスを利用していた方の交通手段を確保するために実施しているのもであります。2. 運行概要の対象者ですが、濃飛バス蘇原線の運休によって移動に支障が生じることとなった切井地区と赤河地区の方で、自動車での交通手段を持たない方とさせていただいております。委託先と運行方法ですが、白川タクシーさんに委託し利用者の方からの電話予約により、切井地区、赤河地区から三川の白楽園まで運行するというものになっております。こちら三川の白楽園

からは濃飛バス黒川線に乗り換えていただくということにしております。運賃は利用者の方は無料としておりますが、町から白川タクシーさんに運賃を委託料としてお支払いしております。3. 利用状況ですが、4月に1回ご利用いただいているという状況であります。次に東白川村の路線バス代替車両の運行ですが、こちらは土日等の運休に対する対応として実施しているものです。2. 運行概要の運行方法で経過説明にもありましたが、1月の公共交通会議で協議をされて市町村運営有償運送交通空白輸送として行っております。運行ルートは東白川村の大明神から白川口の駅まで1日2往復、運賃は1乗車200円です。こちらは自家用有償運送の登録を受けておりますので有償での運行をしております。使用車両は村所有の10人乗りワゴン車となっております。3. 利用状況ですが、土曜日、日曜日それぞれ9回と祝日4回の合計22回で利用人数は延べ人数で高校生が107人、一般の方も27人で合計134人の方にご利用いただいております。資料の説明は以上であります。

(佐藤滋座長)

説明が終わりましたが、皆さんの方からご質問、ご意見を伺いますがいかがでしょうか。

委託をしております白川タクシーさんの利用状況が1回1人ということでしたが、これについて、どうしてこういう状況なのか分かればお伺いしたいと思います。

(土井寿敏委員)

白川タクシーの土井と申します。4月から濃飛バスさんの減便に伴いまして、朝夕の高齢者の移動対策ということで委託契約をさせていただいております。このお1人という方は、今までは主に6時30分発の蘇原の1番を利用されていた切井地区の方でして、毎月1回病院に通われていました。当初、役場の方にバスがないと困るということで問い合わせがあったようなのですが、運行を始めましたら思ったほど利用がなくて、どうしてかなと不安に思いまして、その方からお話しをお聞きしました。そうしたら、切井地区の方は、どうもご家族の方がそれぞれ駅まで送迎をされているということでした。やはり、タクシーだと田舎ということもありまして、お迎えに来てもらうと隣近所の人に体裁が悪いということがあり、なかなか利用しにくいということでありました。6月に入りまして、違う方から予約をいただきましたので対応させていただきますけども、やはり黒いセダンの車両では、家の少し手前まで来てくれということにして、あまり隣近所に見られたくないということがあるようです。それから、お出かけになる時に「どこに行くの?」とか「今日は何しに行くの?」といったことを聞かれるということで、利用しづらいということだそうです。

(佐藤滋座長)

ありがとうございました。今の件で何かご意見があれば伺いますが。

(加藤博和副会長)

こういったことは、この辺だけのことでなくて全国どこでもそうでした、現実にご利用されると無料なので、町から補助が出ていてタダでタクシーに乗ったのかという話しになると考える人もいます。それと分からなくても、日頃はタクシーに乗らないわけですから、今日は何だと聞くことは普通にあることです。これを勘違いすると、2ヶ月で1件しかなかったら、この地域には使いたい人はいないのかということを考えますが、それは

とんでもない話だということです。あるいは、ご家族や近所の方が送迎をされているとすれば、もちろん好きでされている方もあると思いますが、やむを得ずされている方もたくさんおられると思います。頼む方だって気兼ねがあると思いますから、自由に気兼ねなく出かけることができることをやることは非常に大事なことだと思います。少なくとも黒のセダンではないやり方をしていかなければいけないのかなということはありません。でも、今は白川タクシーさんは、それしか持っていないということなので、やはり対策はとにかくやっつけていかないといけないことなのかなと思います。他でも、東白川村さんの土日等の運行は一般の方も乗っておられるということなのですが、この一般の方というのはどういう用事の方なのかということはお分かりですか。

(安江良浩委員)

確認はしておりませんが、一般の方の多くは高齢者の方で、白川口からJRを利用して美濃加茂方面に行かれる方が大半かと推察されます。

(佐藤滋座長)

濃飛バスさんは、この減便になったことによって何か状況や情報があればお願いします。

(坂上博幸委員)

先ほど来からお話しがありますように、4月から休日運休しておりまして、平日につきましても大きな見直しをさせていただきました。それで、4月、5月の利用状況について報告をさせていただきます。まず運行日数ですけれども、去年は毎日運行しておりましたので61日、今年が38日ということでマイナス23日、パーセンテージでは62.3%になります。利用者数は今年が6,322名、去年が6,627名ということで、マイナス305名となっております。パーセンテージでは95.3%。この人数には中学生や保育園児等のスクールで利用している方も含めての総人数ですけれども、人数としては300名ほど減っているという状況です。路線ごとに見ますと、大きく見直しをしました蘇原線につきましては、去年が665人に対して今年は148人ということで、517名も減っておるんですけれども、その他の路線の白川線、佐見線、黒川線については利用人数は増えております。土日祝のバスがなくなったんですけれども、利用者数としては増えているという状況になっております。現場の乗務員等にも確認をしたんですけれども、一番大きいのは白川町内の高校生の方が100円で利用できるようになったということで、今まで利用されていなかった地域の高校生の方が多く利用されるようになったということでした。あと高齢者の方で土日に買い物に行かれていた方が、土日はバスがなくなったので平日に行こうかということで、利用される方もバスの運行に合わせていただいているということもあって、運行日数が減った割には利用者数はそんなに大きくは減っていないというのが今の状況でございます。高校生の方の利用実態としては、朝の便は大変ご利用いただくんですけども夕方の便はそれほどご利用はないというような状況です。

(佐藤滋座長)

ありがとうございました。皆様のご意見、ご質問があれば伺いますがいかがでしょうか。

(服部圭子委員)

先ほど蘇原地区の高齢者の交通手段の確保のところで、蘇原地区の方は役場の方に問い

合わせがあったというようなことをお聞きしたんですけれども、佐見地区も朝の便がなくなったことで困っている方がいるかどうかの把握はどのようにされていたのかということ、タクシーでの対応は佐見でもあるのかという状況をお聞きしたいと思います。もう1点は、高校生の利用が非常に増えたということですが、100円にしたことでとても利用しやすくなったと思うんですが、以前にも少しお話ししたんですけど、私もなるべくバスに乗るようにと心がけているんですが、佐見から白川口まで来ると960円くらいかかるんです。八百津の方では200円均一で乗れるようにされていたりとか、バスの利用には一律の料金という町村が多いように聞いています。白川町でも高校生の利用が多くなったということです、小学生、中学生、一般も段階の差がいるとは思いますが、500円均一ですとか、そんな感じで一般の人も乗れるようにして今ある公共交通をより利用しやすくしていただいたら、乗る側としてはもっと利用が増えるんじゃないかと思いましたが、そんなことはこの公共交通会議で議論できることでしょうか。

(佐藤滋座長)

まず最初の1点目の状況把握について事務局お願いします。

(事務局藤井)

まず佐見の方からなんです、役場への問い合わせについては聞いておりませんので、問い合わせとしては0になります。ただし、実際に困っている方はいると思いますので、そのあたりを移動制約者の調査ということで各自治会にお願いしまして自治会長さんからさらにその下の班長さんをお願いする形で、それぞれの地域の自動車のない方を調査していただきました。今私どもの方には、自治会長さんからの結果が戻ってきておりまして、名簿の形で出ておりますので障害のある方なのか高齢者の方なのかとか、どの地区にどういった方がおみえかというところまでは掴んだところではありますが、その方が実際にバスがなくなったことで困っているかどうかということは、まだこれからになるという状況であります。

(佐藤滋座長)

続きまして、一律の料金設定にするということについて事務局の方では何かありますか。

(佐伯正貴委員)

白川町の料金体系につきまして、高校生についてはワンコインということで公共交通会議にも議題としてあげさせていただきまして、前回の会議でお諮りしております。その後にご意見としても小学生でありますとか保育園でありますとか、そういったところも一律でどうかという意見もございましたし、確かに遠いところからおみえになる方については、バスの料金もかなり高額になるということもございますので、町内の利用しやすい状況の中に金額的なものも1つはあるのかなということは考えております。今回の内容の中には出しておりませんが、この先、濃飛バスの路線バスの運賃につきましてもそういった形で定額制のようなものを入れていく必要があるのかなとは思っています。高齢者の方につきましては、白川町の方では補助金を出してございまして濃飛バスさんにはワンコインで高齢者の方は乗れるということになっておりますが、それ以外の部分については普通の運賃体系ということになっておりますので、すべての町民の方が使いやすいような運賃体系にしていくことは必要かなという考えは持っております。

(加藤博和副会長)

路線バスの運賃については、この会議で議論して決定することができます。これが1つのメリットです。通常の場合は運賃を変更するときには運輸局さんに届け出をする必要があるわけですが、そうでなくここで議論することができます。ただし、運賃を下げれば補助金をあげなければいけないということです。濃飛バスさんにその分を被れと言ってもそれはできないので、その裏には補助がないといけないということです。これは、議会の方でやっていただくということになるということです。

(服部圭子委員)

ありがとうございました。もう1点そのことに関係することなんですが、白川町の高齢者の方が白川町の中川までは100円なんですが、東白川に入ると普通の運賃体系になるという状況が生まれているので、その辺を統一するのもこの会議で議論できるのかなと思いましたかどうか。

(佐藤滋座長)

運賃の改定については、この場所で決めればできるということですが、費用の負担の部分については各町村が持つという話しになると思います。なので、今日はそういうご意見をいただいたということです。組織図にあるように分科会というのがありますので各町村の分科会の中で今日、こういった意見が出たということ踏まえていただいて意見交換をされて、そこでの決定事項をこの場であげていただいて協議をしていくというような形をとっていきたいと思いますので、この場ですぐ協議して決められるものについてはこの場で決めていきますが、各町村の実情を踏まえなければいけないものについては、分科会あるいはその下の地域部会から積み上げていただくような形をとっていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(加藤博和副会長)

東白川村さんの土日祝の運行の1乗車200円というのは、どういう経緯で決められたのか教えていただけますか。

(安江良浩委員)

明確な答えではございませんが、平成25年ごろから教育委員会の事業で高校通学支援ということで、濃飛バスを利用する際の回数券や定期券については全額補助をさせていただいております。この有償になればお金をとるということで、今まではタダで乗れたものが減便になったことでお金を払わなくてはならないことになりましたけども、なるべく抑えるということで、それが200円だったということでございます。

(加藤博和副会長)

何かというと、東白川村の高校生は基本的にはタダでバスに乗れるということなんです。ね今は。白川町の場合は、4月から100円で乗れるようになったということで、これは差があるわけですが、ここで議論するのはいわゆる正規運賃をどうするかということでして、例えば高校生が100円になるというときに、白川町と東白川村の高校生に限って100円にするのか、名古屋の高校生が来ても100円にするのかということはありません。それをここで決めて正規運賃として100円にするならすると、それは町民村民に限ってなのか、どこの高校生でも100円なのかということを決めていくのがこの会議です。そ

れに対して、東白川村さんのような補助は運賃とは別なので、補助についてはこの会議ではできません。いずれにしても、それぞれの町村でやっていることについては、この会議で紹介はしていただきたい。積み上げは積み上げなんです、なるべく齟齬のないようにするという意識するというのがよいのかなと思います。

(佐藤滋座長)

どうでしょうか。皆さんからご意見があればお願いします。

(安江康助委員)

先ほど加藤先生が言われました町村に負担をかけていく補助金ですが、町村も限度があると思いますが、国からそういった助成が出していただけるようなことが加藤先生の話しの中で進めていっていただけますか。

(加藤博和副会長)

ときどき、私が会議に入ると、あの人は補助金を持ってきてくれると期待される方がいますが、あまりそうは考えないでください。逆で、ここで良い案を出したら、それを上手く国の制度に乗せられるように、あるいは県のいろんなご支援をいただけるようなかたちにするということは全力でやりたいと思います。ただ、私がどこかから使える補助金を持ってきてくれるというふうには考えないでいただきたいと思います。どちらにしても、高校生の皆さんに通学もそうだし、土日で遊びに行くこともあるじゃないですか。それは美濃加茂に住んでいる高校生と白川、東白川に住んでる高校生とで現状でもかなり差があると思います。これを何とか埋めるためには、運賃はどうしたらよいのかとか運行はどうしたらよいのかということをごここで考えて、それにはこれだけお金が必要だけどある程度自分たちでやっていこうと考えているんだけど、それに対して国県から支援をいただけるなら申請していくという流れはできる限りつくっていきたいと思っています。まずは財布から考えるとやれることが少なくなってしまうので、あまり考えないでいただいて、その後で予算とかに応じてやれることをまとめていく方がよいのかなと思います。

(安江康助委員)

政府はアベノミクスという話しの中で、地域を再生するという言葉だけは言っているが、こういう地域の中にこれが本当に取り入れられているかという不安を我々は持ちますので、ここで議論する前に当然、危機感は迫っております。早く地域の人が潤ってもらえるようなかたちを1年、2年かけておったら絶対ダメだと思います。早くやらないと東白川でも村の中へ都市から帰って来る人達が、不便な所へは来ないということになりますので、これはぜひ1年もかけないうちに、当然、今言われた運賃のことで東白川から白川まで同じ運賃でやれるようなかたちで助成していただけるように、現実の中では村も厳しい、どの町村も厳しいということを把握しておっていただきたいと思います。

(佐藤滋座長)

いろいろなお意見をいただいておりますが、その他何かありますでしょうか。今いただいた意見の中で出たのは、正規運賃を一律にした方が利用が増えるということと、住民の皆さんもその方が利便性が良くなるというご意見でしたが、それに対して何か他にご意見があれば伺いますがどうでしょうか。

(古田文英委員)

運賃が安くなって乗車率が上がればそれで成り立っていくということもあると思うので、試験的にやってみるということはできるのでしょうか。

(加藤博和副会長)

財源の問題だけなので、例えば1ヶ月そういったものをやってみるというのはここで決めればできます。もちろん濃飛バスさんが事務的に対応できるかということはありません。基本的には何でもできます。一番難しいのは増便とかですね。なぜ減便したかという運転手さんがいないからなので、私が今一番やらないといけないと思っていることは、どうやって全国各地からこの白川、東白川に運転手さんをどうやったら連れて来られるかということを考えています。それ以外は、運賃を上げたり下げたりとかということ、この会議でできることで、その後は議会の皆さんにきちんとやっていただくということなので、そちらの方はいろいろ考えていただければよいと思います。ただ、運賃については、まったく使っていない方は使っていないのに税金を使わないといけないのかと考える方もおられると思います。今なぜこれをやっているかといったら、今の高校生もそうですし、これから高校生になる子ども達が自由に動けないということでは、人口が減ってもやむを得ないという状況になっているので、何とかしようとしているわけですから、そういったことに税金を使うことはおかしくないという合意形成をきちんとやっていただきたいということをお願いをしたいと思います。

(佐藤滋座長)

今皆さんのご意見の中には、一律運賃もしくは試行的にやってみたらどうかというご意見がございましたが、これについて反対の方はありますでしょうか。

(加藤博和副会長)

少しよろしいですか。先ほど100円になって利用者が増えたというのは、そういう理由でよろしいですか。それは乗務員さんが高校生の皆さんに聞かれて、安くなったから乗るようになったという話をされたということですか。

(坂上博幸委員)

利用者の方と直接ということではないですが、今まで利用がなかった地域から乗ったことがない高校生の方が乗られるようになったということです。毎日運転していると、どこから誰が乗られるかということは顔も分かってくるようですので、今まで見たこともない高校生たちが乗るようになったという実感として感じているようです。

(加藤博和副会長)

少し注意しないといけないのは、今回、運行本数を結構減らしたのに利用者は若干の減少になっているということですが、いきなり無くなったからといって利用がその分減るということではなく、当然、バスで土日に買い物に行っていたのに行けなくなったから平日に行くようすることはできるので、それで減っていないというのはあると思います。それから、新しくというのも高校2、3年生が増えたのか1年生が増えたのかで違って、2、3年生というのは増えにくいです。というのは、今まで別の手段で通っていたのであれば、例えば保護者が送迎していたのに100円になったからバスで通えと言えるのかどうか、高校生も自分から言い出すかということ、あまりしないと思います。今まで乗っていなかった高校生が乗るようになるというのはなかなか難しい、だけど新しい1年生は、そ

うなるということが最初から分かっているんだったら最初からそうしようとなるので、運賃を下げたからどうかというのは、いきなりは起こらなくて2、3年のうちに起こってくることなんです。なので、そういう意味ではまだよく分からないところがあるなど思っているんですが、その辺の詳しいことは分からないですよね。その新しく乗られるようになった高校生が1年生なのか2、3年生なのかということが気になることです。一種の実験をやったということですねこれは。これからずっとやっていけば、新しい1年生、その次の1年生もそういう感じで乗るだろうということは言えると思います。

(佐藤滋座長)

それでは村長さんお願いします。

(今井俊郎副会長)

最近、保護者の方から聞いた話しでは料金ではないみたいですね。200円とか100円は安いのでそれほど問題ではなくて、やはり便数。東白川から通っている子ども達は、朝はバスがあるんだけど夕方はないというお話がありました。やはり子どもさん達の部活ですとか勉強のことを考えたら、かなりの保護者が自家用車で迎えに行っているということで、どういう話しかということ、そういう車の走行距離数が半端ではないという車屋さんの話しだったんですけど、お母さん方の車の車検の間の走行距離数が半端でない方が何人もあるよということを知っていて、やっぱり料金よりも利便性といいますか子ども達のために保護者はある意味、生活やお金を削ったりして送迎しているという実態があるということを知りたくて出しておきたいと思えます。

(佐藤滋座長)

いろいろとご意見をいただきましたが、この後協議事項もありますのでそこへ移っていきたく思いますが、今日出された意見につきましては分科会もしくは幹事会というものが有りますので、ご意見を集約してそういった中で揉んでいただいてここに出して来るようなそんなかたちをとらせていただきたいと思います。もし、一律にするならどういった案になるか、どれくらいの持ち出しになるのか、実験的にやってみるかとかこういった意見が出ておりましたので、それを幹事会で揉んでいただいて次回ここに出して来るようなかたちにしたいと思えますので、よろしくをお願いします。

次の協議事項に移っていきたくですが、ここで10分程度休憩を入れてから始めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

(休憩)

(佐藤滋座長)

それでは会議を再開し、5. 協議事項に入ります。(1) 平成28年度事業計画(案)及び予算(案)について、(2) 地域公共交通計画策定支援業務の委託についてを事務局から説明いただきます。

(事務局藤井)

それでは協議事項(1)について説明します。事前配付した資料4をご覧ください。はじめに、平成28年度事業計画案について説明します。1. 会議の開催については、本協

議会の開催を今回を含め4回行う予定です。白川町と東白川村は、地域にとって望ましい公共交通網のあり方を明確に示すものとして、来年度中に地域公共交通網形成計画の策定を目指します。そして、来年度若しくは再来年度前半を目途にこの計画に基づく新しい公共交通システムの本格運行を目指します。そこで、今年度は網形成計画の策定に向けた調査事業等を行うこととし、次回の会議から調査の状況報告や結果報告を参考に網形成計画の内容について協議することを予定しています。網形成計画の策定にあたっては、地域住民の皆さんに主体的に関わっていただけるよう分科会や地域部会を開催して、それぞれの地域ごとに自分達の問題という意識を強く持って課題解決に取り組んでいただくことを考えています。分科会、地域部会については、それぞれの町村ごとに事務局となり運営することになります。2つ目は、網形成計画の策定に向けた調査事業の実施ですが、協議事項(2)で説明させていただきます。3つ目は、地域の足の確保に関することであります。路線バスの運行については、長年にわたり濃飛バスさんにお任せの状態が続いてきましたが、今年度からは地域の声を反映し、濃飛バスさんと協力してより乗りやすい路線バスとなるよう協議してまいります。路線バスの減便・土日祝日運休に対する代替運行については、報告事項で説明したところですが、今後も各委員から意見、助言等をいただき現場に反映して参ります。また、東白川村においては福祉有償運送の仕組みが地域に根付いておりますが、白川町においては同様の仕組みがなく、これから検討を始める段階であります。白川町の住民代表委員の皆様は、早急に新しい交通システムの導入を望まれていると思われませんが、今年度はまず地域部会を中心に新しい交通サービスの仕組みを検討いただき、それをもとに実験的な実証運行を行うことを検討しております。これにより、安全かつ安定した運行システムが確保できる見込みが立てば、マスタープランである地域公共交通網形成計画の中でその仕組みを明確に示して、本格運行に向けて運輸局さん等関係機関との調整に入りたいと考えております。この件については、今後の協議会の中でも各分野からのご意見をいただきますようよろしくお願いいたします。では、次のページをご覧ください。続いて予算案を説明します。はじめに収入の部です。1款の負担金は、町村負担金で630万円計上しております。2款の補助金は、国交省の国庫補助金を想定しておりますが、今年度の事業は補助事業でないため予算額は0円となります。3款の繰越金は、今年度が初年度のためございません。4款の諸収入は、預金利子を見込んでいます。合計で630万1千円となります。続いて支出の部、1款の運営費は、会議費と事務費に区分しています。ここで1箇所訂正がございます。1項の会議費の摘要欄で対策監報償費とあるのは、正しくは特命監報償費ですので訂正させていただきます。会議費では、このほか費用弁償及び会議開催費としてお茶等賄費を計上し、計119万4千円としています。2項は事務費で10万6千円を計上、2款の事業費は、委託料に500万円を計上しました。3款は予備費で千円計上し、支出合計を630万1千円としております。次のページは参考に、事業の進め方をイメージ図で示しております。協議事項1の説明は以上です。

それでは、事前配付資料5をご覧ください。地域公共交通計画策定支援業務の委託について説明しますが、最初に1箇所訂正させていただきます。2の選定理由等の下から3行目に白川町・東白川村公共交通戦略対策監とあるのは、正しくは公共交通戦略特命監ですので修正をお願いいたします。それでは説明いたします。先ほど、事業計画のところ説

明しましたように、白川町と東白川村は来年度中に地域公共交通網形成計画の策定を目指しております。更には具体的な事業計画を立てる、地域公共交通再編実施計画を策定し国土交通大臣の認定を受け、国庫補助金等を活用した運行事業の実施を目指しています。これらの公共交通計画が速やかに策定できるよう、計画策定の支援業務を外部委託することとし、その委託先を名古屋大学大学院環境学研究科としました。こうした業務は、通常であれば入札やプロポーザルを実施してコンサルタント会社に委託する事が多いようですが、当協議会では大学研究機関への研究委託として随意契約いたします。これは、選定理由の欄で説明したように、名古屋大学が地域公共交通分野において優れた調査研究実績を有する大学研究機関であることと、加藤先生に当協議会副会長を、また公共交通戦略特命監を依頼しており、両町村の地域公共交通を通じたまちづくり・むらづくりに長いスパンで関わっていただくことができることが理由であります。委託契約の期間は、7月上旬から3月下旬を予定しています。なお、白川町の都合で契約を前期後期と分けております。主な業務内容は、協議会の開催支援、地域部会や地区懇談会の開催支援と調査事業です。まず7月から8月に掛けて、住民アンケート調査を実施します。調査票の配付回収は自治会にお願いすることとしましたので高い回収率を期待しています。アンケート調査の結果は、第2回協議会で報告する予定です。それ以外では、乗降客数の調査、地域内にどれだけ利用可能な車両や運転士がいるかなどポテンシャル調査、先進地視察などの支援もお願いする予定です。本日配付した資料に、資料2としてアンケート調査票の原案を付けておりますが、これは名古屋大学大学院加藤研究室の永田さんのご協力により作成した調査票です。ざっとご覧いただき、ご自分が記入される場合を想定しまして、記入しづらい部分や分かりにくい部分があればご意見願います。また、設問の意図が分からない場合は、ご質問願います。加筆修正した調査票は、7月中旬に東白川村全世帯に8月初めに白川町全世帯に配付します。その際、資料5の1枚目、停留所名入りの路線バス図も合わせて配付します。説明は以上です。

(佐藤滋座長)

説明が終わりました。このアンケート調査については、今日見られて都合が悪いところをと言われても時間がありませんので、こちらは一旦お持ち帰りいただいて気になるころがあれば、事務局の方へご連絡をいただくようお願いをしたいと思います。それでは、協議事項(1)、(2)について質問があれば承りますのでよろしくお願いいたします。

(加藤博和副会長)

補足的に説明したいのですが、名古屋大学の方に委託していただくということですが、企業ではないので例えば、これを受託したから私の給料が上がるとかそういったことはまったくありません。組織的な意味で言えばどちらでもよいということになりますが、今年度は他の自治体も含め4つの自治体とこういった契約をする予定となっております。昨年も3件ありましたが、必要最低限の金額だけいただいてやらせていただいています。その場合でも、通常は委員であってなくてもアドバイザーとして関わってきた状況ですけど、白川町、東白川村に関しては、両町村にお願いして公共交通戦略特命監という名前をいただきました。単に委員やアドバイザーではなく、一員として関わるという覚悟を決めてやらせていただくということです。国にも白川町、東白川村の一員としてお願いいたしますと言

えるので、この方がよいと思ってお願いをしたということです。他の自治体は国からこういう調査について、支援が得られるものがありまして、それですと国が半額、もう半額を自治体が負担するというものですが、白川町、東白川村については今年度の補助を受けられる申し込みの期限の後にこの話しが出たので、それをやろうとすると来年度になってしまうので、資料5にある地方創生推進交付金でやられるということですが、これも10月以降しかできないということなので、それを待っていると遅くなってしまいうということ、できるだけ早く最小限の金額でできる方法として、単費で先行してアンケート調査をやっていただくということです。このアンケート調査ですが、特に東白川村は配付まで時間がないので、この一週間ぐらいの間に見ていただいて、回答率をあげるために負担を少なくしたいので、なるべく少ない質問で有効に聞けるようにしたいと考えています。言葉が難しいとか何を答えていいかわからないとかも遠慮なくご指摘ください。一番よいのは、今皆さんがまずご自分やご家族に答えていただいて、これがわからないとかということを出していただければと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

(佐藤滋座長)

補足説明をしていただきました、何かご質問はございますでしょうか。このアンケート調査は早くやりたいということですので、皆さんよろしくお願ひいたします。協議事項については、事業計画と予算でございますので、これはお認めをいただきたいということで提案しております。全員の賛成がこの協議会の原則となっておりますので、よろしくお願ひをいたします。もし、ご質問、ご意見がないようでしたら、事業計画と予算それから委託については原案のとおり決することにご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

(佐藤滋座長)

全員のご了解をいただけたということで、このようなかたちで進めさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひをいたします。それでは、6. その他に入りたいと思います。

(1) から (3) までについて説明を求めます。

(事務局高木)

6. その他の(1) 白川町の移動制約者の状況について説明いたします。資料は先ほどの事前資料の続きの資料6をお願いいたします。白川町で移動制約者の調査を行いまして、対象としては全5自治会、調査方法は自治会長さんに毎月広報紙を配布していただくときに合わせて調査票の配付、回収をしていただくという方法で行いました。調査内容ですが、それぞれの自治会内で移動制約者の方の名簿の作成を依頼しました。この移動制約者という方ですが、今回の調査での定義ですが①自宅に自動車ない方、②高齢者の方または障害のある方、①②の両方に該当する方を名簿にしてあげていただくということをお願いしております。回答数は現時点で51自治会からとなっております。下の表ですが自治会ごとの人口は6月1日時点の人口で、その右側の太字で下線の数字が移動制約者の方の人数となっております。一番右下の合計としまして現在、回答率は8割弱ですが285人の方の名簿をつくっていただいております。この調査では名簿の作成に加えて、その方に同

居者の有無、外出するときの方法を調査しております。ただし、この移動の頻度等については分かりませんが、これからいろいろな話し合いの場で活用したいと思っております。説明は以上であります。

(安江良浩委員)

(2) 東白川村の福祉有償運送の状況について、当日資料の3をご覧いただきたいと思っております。東白川村の福祉有償運送の状況についてでございますが、東白川村の唯一の公共交通手段というのは濃飛バスさんでございますが、半世紀ほど前ですけど東白川村には白川口駅発の神土を經由しての佐見行きと、隣の中津川市さん旧加子母村の万賀行き、現在も走っております越原の一番の奥の大明神行きの3本がございました。道路も良くなり女性の免許の取得率も段々向上したとともに、バスの利用者が段々減ってきている中で佐見行きと中津川の万賀行きが廃止されて、現在は白川線1本でございます。こういった中、東白川村では、福祉有償運送の手立てをやっている状況でございます。市町村の福祉有償ということで、主に身体障害者手帳を所持されている方、高齢者、要介護認定を受けられている方が対象ということで、全員がこれを利用するということではございませんが、はじめに登録をしていただいて、登録をされた方に支援を行う輸送でございます。経過につきましては、平成9年に東白川の唯一の医療機関は国保診療所、当時は病院でございましたが、予約診療に合わせてマイクロバスによる支援サービスをはじめしております。平成14年には福祉車両2台を購入して通院支援、介護予防教室の送迎を開始しております。また平成17年には、自家用車の有償運送の登録を行い福祉輸送として開催しております。サービスの拡大ということで、平成22年に透析の通院支援を開始しました。白川病院と下呂病院まで患者さんを運送しております。また、中核病院の通院支援として美濃加茂方面は木澤病院、下呂方面は下呂温泉病院でございますが、そちらへの患者さんの送迎をはじめしております。平成24年に拡充支援を開始ということで、東白川村では以前は移動スーパーが3、4軒ございました。家まで来ていただいて物が買え、それで全て買い物が終わった時代もございました。平成23年に最後の1軒がなくなりまして、特に高齢者だけの世帯は買い物ができないということで、深刻な問題がございまして議会からのお話しもありまして、平成24年に買い物支援も始めさせていただいております。それからここには紹介しておりませんが、平成28年4月から濃飛バス減便に伴う土日祝日の代替運行をはじめしております。主に高校生が利用しております。内容につきましては、先ほど説明したとおりでございます。また平成25年には、高校生の通学支援ということでバスの回数券や定期券の購入の補助、あわせて美濃加茂方面に下宿されている下宿代、アパート代の補助も支援させていただいております。運行内容でございますが①診療所の通院支援ということで、月・火・木・金の午前中に予約診療に合わせてバスが動いております。また、一昨年の12月から土曜診療を始めまして、それにも合わせて必要に応じて事前に届け出をいただくわけですが、車のない方につきましては送迎をさせていただいております。②村内拡充支援ですが、買い物支援でございますが村内のお店への送迎、また農協や役場への用事につきましても支援させていただいております。③中核病院の通院支援ということで、水曜日は診療所の自由診療の時間帯を利用して予約していただいた方に美濃加茂方面、下呂方面の送迎をしております。主に病院でございますが、昨年から東白川の唯

一の歯医者が廃業されたため歯医者の利用が増えております。④透析通院支援ということで月曜日から土曜日に予約制で白川病院、下呂病院までの送迎をしております。車につきましては3台購入をしております、10人乗りが2台、8人乗りが1台で車いすを2台装備できる車も1台購入をしております。また、運転手につきましては村の臨時職員の方を4名ということで、なかなか利用者も多くいろいろな利用もされますので、4人で対応できない場合は、福祉担当の職員が運転手をやるというような状況でありますし、診療所の通院支援のバスでございますが、デマンド方式ではございませんので限られた日、限られた時間帯で行うので、患者さんのニーズに全て合うということとはできない状況でございます。裏面を見ていただきまして、平成21年度から平成27年度までの利用者人数でございます。平成24年度から買い物支援がはじまりまして、一番上のところが村内拡充でございます。平成24年が102人ですが平成27年は256人ということで徐々に増えております。健康教室というのは福祉センターの方で計画しております各種の教室等で、これにつきましても送迎をさせていただいております。また、病院の利用につきましては、病院の患者数の減少とともに利用者が減っているという状況でございます。中段のグラフが中核病院通院支援ということで、主に木澤病院、下呂病院でございます。左の黒い帯が美濃加茂方面、右が下呂方面でございます。年によって増減がございますが、人口の減少とともに若干減っている傾向になっております。透析の通院支援ですが、患者数が若干昨年と比べ増えているということで利用者も増えるという状況でございます。以上で東白川村の福祉有償運送の状況について説明させていただきました。

(事務局高木)

それでは(3)住民代表と民生員がイメージするこれからの公共交通についてですが、当日配付資料4をお願いいたします。1ページから6ページにかけて、住民代表委員の皆様事前に資料をお送りさせていただいた際にお願ひしましたアンケートと民生委員さんの協議会がございましたので、そちらでお配りしたものに回答いただいた内容をまとめさせていただきました。内容としましては1ページの上の方に①とありますが、順番に見ていきますと②、③と続き、④で自由意見となっております。ところどころ太字になっている箇所がございますが、こちらは事務局、私の主観になってしまいますが、これと思われるご意見等を太字にさせていただきました。1ページではバス料金の支払い方法も分かりやすいといいという意見や2ページで、数十年バスを利用したことがないからこれからも利用しないと思うというような意見もありました。やはり、私もそうですが、いざ乗ろうと思うと、細かいお金を持っていないときに両替はどうなるのかとか不安なことがあると、簡単な別の移動方法を考えてしまうのかなと感じました。あとは最後の6ページの上の方で太字になっています、地域で何ができ、どれだけ支え合いができるのか話し合うべきであるという意見もいただきました。私だけかもしれませんが、公共交通というと、公共がやることみたいなイメージになってしまうと自分達の問題としてとらえることが難しくなるのかなと思います。やはり自分達のこととしてとらえてもらうことが必要だと感じました。なお、出していただいた意見は事務局に届いた日の都合で載せられなかったものもありましたので、ご了承ください。こういった意見を出していただくことが始まりかなと、ここから始めるのかなと考えておりますので、是非皆様もこの意見をご覧ください

だきまして、ご自分の意見、また所属団体等の意見等をご発言いただきたいと思います。説明は以上です。

(佐藤滋座長)

説明が終わりました。何かご質問はありませんか。

(安江知加子委員)

白川町社協の安江です。白川町の移送サービスのことについてちょっとお話しをしておきたいと思います。白川町では有償ボランティアの方で独居とか老人世帯とかの病院受診や買物介助などの移送サービスをしております。こちらにも運転のボランティアさんがいない状況で、十分対応できていない面もある状態です。今、社協には福祉バスが1台ありますが、職員が急に辞めたということもありまして、今までは各地にある50以上のサロンの外出支援をしていたんですけど今はそれも十分できていない状態です。また予防事業の送迎はシルバーさんに運転手をお願いして動かしているような状況です。こちらにも運転士がいなくてバスが使えていない状況です。バスの貸し出しはやっているのでも運転士がいれば使えるような仕組みになっています。白川町の福祉での状況は以上のようなものになっています。東白川村のような資料にまとめていければと思っています。

(佐藤滋座長)

ありがとうございました。他にご質問、ご意見はございませうか。

(加藤博和副会長)

当日資料3の件ですけど、東白川村さんがやっておられるものは白ナンバーの車でお金を取ってお客さんを運ぶというんですけど、本来でしたら道路運送法という法律ではできないことなんです。お客さんからお金をもらって運ぶというのは、緑ナンバーでないといけないということですが、バス会社やタクシー会社でできないものについては、市町村の協議会で認めることができるということになっていて、白川町、東白川村ではこの会議で認められるということです。東白川村は以前からこれに相当する会議がありましたから、そこで認めてやってきたということです。今説明された白川町の移送サービスは、実費の範囲内のもので許可不要のものということですね。

(安江知加子委員)

ガソリン代をもらっています。

(加藤博和副会長)

その辺も実は曖昧なところもあるんですけど、実際のガソリン代程度であれば許可不要で、ボランティアということである種の手当とかも考えるとしたら、登録しなくてはいけないということなんです。でも、本来は緑ナンバーでないといけないということで、その辺の整理が必要かなと思います。運転手不足の話が出ましたが、運転手不足は全国いたるところでもそうで、特にこの地域は深刻ですけど、いろんな重複があるとすればスクールバスとか白川病院さんのバスとかありますが、そういうところも含めて数少ない運転手さんをどういうふうに活用するかということも考えないといけない話かなと思います。更に、今国の方では貨客混載の促進、つまり宅配便なんかでやっておられるトラックでお客さんを運ぶようにできる方法、逆にタクシー等で荷物を運べるようにするというところで法律ができないかということを検討しています。現状ではできることは少ないですが、法

改正とかも視野に入っているということなので、もし、この地域で宅配業者さんやタクシー会社さんとか話しができるのであれば、こういうのをやっていきたいというのを上げていくべきじゃないのかなと思います。当日資料4の5ページの一番下に、「白タクの地域限定運行特区について」と書いてありますが、これは今全国的に話題ですけど先ほど申し上げたように、この会議で認定すればある程度できることがあるので、別に特区申請しなくてもこの会議でやることはできます。ただ、もしやろうとするとこれは、一種免許であっていろんな法的なものをやっていないという状況なので、非常に安全上問題があるんじゃないかと思います。このご意見の中でも、お互いに送迎し合えばいいとかいろんなことが書いてありますが、もし事故が起こったらどうするんですかとか、そういう話しになったときはシビアな問題になりますので、単純に助け合いではなく、法的な保護が受けられるような方法の方がいいのかなと思います。狭いところですので、大きな事故が起こったら大変なことになりますから、ちゃんと法的な保護が受けられるようなかたちをとることが必要で、その時にはここで、きちんとどういうふうにできるかを議論した方がいいと思います。移動販売車については、最近山陰とか東北では公共がやるものも出てきています。つまり、役所がお金を出して移動販売車を出すということ、あるいはJAさんとか生協さんとかに委託してやってもらうということが出てきてます。この会議の範囲外かもしれませんが、そういったことも、つまりどこかにお運びするのではなく、こちらから必要なものを持って回るといっても望まれるのであれば、そこをどうやっていくかというのも視野に入れた方がいいんじゃないかと思います。これは皆さんのご意見が必要ですが、近くで買えばいいというだけだと外に出られないということなので、この会議の中ではなるべく外に出させていただいて健康で暮らせるということを目指せるといいなと思います。この資料4を見てあらためて思ったことは、やっぱり皆知らないねということです。バスとかタクシーがどう走っているかまったく知らないことばかりだよということをおもいました。JRに接続をはかってほしいとあるんですけど、今は全て接続ダイヤになっています。ただし、もちろん全部に接続はしてないということなので、どれに接続しているのかしてないのかということはありません。走っているのは全部接続しているということなんです。それから、タクシーをどう呼んだらいいかという話しもありますし、それも全然まだ分かってもらえてないということです。この会議をやった以上は、この会議で白川町、東白川村でバスやタクシーや移送サービスはどうやったら使えるか一括で分かるようなパンフレットみたいなものをつくって、皆さんに見ていただけるようにするというのは大至急やっていかないといけないことかなと思います。今のやり方でいいということでは全然ないので、これから変えていくわけですけど、今でも使えるものはあるということ、これは私の方でも至急考えます。会議の皆さんにも、この地域公共交通活性化協議会については、審議会ではなく、もし計画を作成したらそれに従って委員の皆さんも実行に移らないといけないということで、例えばこの会議でパンフレットをつくったら、皆さんにも100枚ずつぐらい常に鞆に入れていただいて積極的に配ってもらうということをやっていただくということですし、逆に皆さんの方からもこんなのやったらいいんじゃないかということがあれば、もちろんこの中でできることは皆さんにもやっていただきたいし、自分ではできないけど誰かやってくださいということであれば積極的に発言していただきたいと思いま

す。

(佐藤滋座長)

ありがとうございました。どうでしょうか時間もおしてきておりますが、何かご意見ご質問はありますでしょうか。

(古田文英委員)

当日資料4の4ページの中ほどですけど、10人乗り位のワゴン車等ということですが、こうした場合に国とか県の補助を受けてそういったものを運行することはできるのでしょうか。

(事務局藤井)

実はまだ事務局の方でもいろいろな制度の有効的な活用の方法について整理ができてない部分があります。無償でやるのであれば、今でも運行可能だと思うんですけども、その人件費や車両の補助をもらえるかどうかということになりますと、まだしっかりとその辺りのことは掴んでいないというのが現状であります。

(加藤博和副会長)

あまりそこは心配しないでください。皆さんがお考えの中で、使えそうなものがあつたら私も考えますので、ご心配いただかないようお願いしたいと思います。皆さんの方でこんな補助が使える使えないということは考えないでください。私の考えは何かというと、皆さんには補助が使えるとか使えないとかはお考えいただく、この地域にとって何が必要かをまず考えてください。そうしたら、私の方ですり合わせできるかどうか考えます。世の中には、補助をもらうためにニーズ上は行っても意味がないのに行っているバスとかがたくさんあります。そういうのはやりません。ニーズに合う範囲でアレンジはします。だけど、それで何の支援も受けられないものは単費でやらざるを得ないですけど、それは国とかに言ってきます。こんな大事なものに対してお金を出さず、どうでもいいものにお金を出しているのはおかしいということをおっしゃる機会がありますので言ってきます。それでもできなければ、町長さん、村長さんをお願いしてやっていただくということで、ご心配なされないようにいただければと思います。今の質問に直接回答するとすれば、できるものはできるし、できないものはできないということです。できる可能性はあるということです。

(佐藤滋座長)

議論は尽きませんが時間も限られておりますので、今日はせつかく国、県の方からいらっしやっていますので、皆さんの意見とかを聞かれての感想等も含めて一言ずついただきたいと思います。まず最初に岐阜運輸支局の二輪様からお願いいたします。

(二輪昭宏委員)

本日は活発な議論をいただきまして、皆様地元の公共交通に対して真剣に考えていただいていることをあらためて感じました。私の方からは1点だけお願いをさせていただきたいのが、加藤先生からも何度かありましたが補助金の話で、国の方もバスの補助金についてある程度メニューを持ってはいるんですが、考え方をしっかりしていただきたいのが、補助金を適用させるために計画を立てていただくと本来地域の交通のために必要なものでなくなってしまう可能性がありますので、そうすると本末転倒な話しになってしまうので、

加藤先生からも何度もありましたが、補助金はとりあえず置いておいて、まず地域に必要な交通をいかにつくるかということに注力していただいて、結果的にそれが補助金のメニューに乗るようであれば我々の方も協力はさせていただきますし、残念ながら補助金のメニューに乗らないのであれば、それでも必要なものであれば町村さんの方で財政負担をされてやっていただくということになると思いますので、補助金に固執してしまいますと、おかしな方向に行ってしまうので、その辺だけよろしく願います。以上です。

(佐藤滋座長)

ありがとうございました。続きまして、岐阜国道事務所の野田様よろしく願います。

(野田純大委員)

私は道路管理者という立場でして、今日のこういう会議でなかなか発言するような知識もあまり持ち合わせておりませんので、個人的にひとつ思うのはですね、今日の話の中でどちらかというと高齢者を対象にしたいろんな取り組みというのはされているのかなと思いましたが、やはり子育て支援ということで言えばですね、お子さんも含めてそちらのフォローをして、お母さんにも使いやすいというところを何か施策として入れるようなこともこういった場で考えていただければと思います。私も思うところがあれば発言させていただきたいと思いますので、よろしく願います。

(佐藤滋座長)

ありがとうございました。水野様よろしく願います。

(水野恒雄白川駐在所長)

警察の方としてはですね、高齢者の事故が非常に多いということをご承知のとおりでして、警察の今後の課題の一番のところということです。その中で白川町と東白川村は高齢者の方が多いということで、高齢者の事故防止という観点からも公共交通の進展が大きな効果を与えてくると非常に期待しております。

(佐藤滋座長)

ありがとうございました。続きまして県公共交通課の柴田様願います。

(柴田裕子地域交通係長)

岐阜県といたしましては、岐阜県全体の地域公共交通を持っておりまして、その中で平成24年度に県の方針というものを決めさせていただきました。その中でですね、県の方針、今後の支援の仕方の大枠ですけども、国はある程度基準を持って支援をしておりますけども、一定の要件がございます。実際には、岐阜県内の市町村としてはなかなかそちらの要件に満たない、国が拾えないものを岐阜県では独自のことで拾おうというのが一つのスタンスでございます。もう1つは、今東白川さんがやっちらる交通の空白地域ですね、そういったところもこれからこちらの方でできる限り拾いたいというのが基本の方針ではございますけども、もちろん基準等はございますので、今後こちらの活性化協議会の方でいろんなことをやっていかれると思いますけども、補助金面で応援できるものはさせていただきたいと思っておりますし、まず岐阜県といたしましては地域の住民の方々が現状の認識を持っていただいて、こちらの協議会に参加していただくという体制をつくっていただくということを一番の目標としておりますので、本日お集まりの皆様にもこういっ

た状況ということをご認識いただき、実のある計画をつくっていただきたいと思ひます。

(佐藤滋座長)

ありがとうございました。事業者を代表しまして岐阜県バス協会の山田様お願いいたします。

(山田芳喜委員)

今まで白川町、東白川村はこういった会議で地域住民の足をどうするかといったことは協議されてこなかったと思ひます。今回このアンケートを行って、地域住民の意見を集約して、今後どうやって、岐阜県内にはいろんな、路線だけがバスじゃないものですから、いろんな形態のものがござひます。加藤先生はその辺をいろいろ知ってみえるものですから、地域にはどういったものが合うかということをご今後このアンケートとか、いろんなものを中心にしてですね、練り直していくといいかなと思ひます。網計画なものですから、いわゆる地域だけでなく、41号線から高山線、加子母に抜ける路線、中津川市との関係、観光の関係、そういうものを全部含めた交通網というものを今後つくっていただひたいということと、それに何らかのかたちで参加させていただひたいと思ひます。

(佐藤滋座長)

ありがとうございました。皆様全員からご意見を賜るといいんですが、時間もおしてありますのでこの辺りで、報告事項、協議事項等、その他については締めさせていただきます。あとは事務局の方へお返しをいたします。

(佐伯正貴委員)

どうもありがとうございました。大変長時間に渡ってご審議いただきました。ありがとうございました。特に事務連絡等もござひませんが、先ほど事業の計画にもありましたとおり、この後も何回か会を重ねてこの協議会の方を進めてまいります。その都、度内容も変わってまいりますし、皆さんの意見を伺いながら進めていくというのがこの協議会の本旨でありますので、またご協力の方をよろしくお願ひしたいと思ひます。以上を持ちまして、本日予定をしておりました内容全てを終了させていただきます。これで第1回白川・東白川地域公共交通活性化協議会を閉会とさせていただきます。大変ありがとうございました。ご苦勞様でした。